令和８年（フ）第１６６号
滋賀県東近江市札の辻二丁目13番21号　スターテラス白鳥201号室、前住所滋賀県東近江市御園町152番地　御園ハイツⅠ　302号室
債務者　麻生　絵美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２０４号
滋賀県彦根市西今町820番地２（201号）
債務者　江島　昌三
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第８９５号
神戸市北区日の峰５丁目14番地　ルネ神戸北町Ⅰ―1411号
債務者　小河　　微
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０３号
神戸市須磨区行幸町１丁目２番７号　須磨パークアヴェニュー302
債務者　上山　義彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２４号
神戸市兵庫区松原通４丁目３番19号　２Ｆ
債務者　三笠　清正
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６３号
神戸市灘区篠原北町３丁目13番３号　ショウケンマンション３　301
債務者　田中　千晴
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１６号
神戸市長田区大塚町９丁目３番15―305号、従前の住所神戸市中央区中山手通１丁目22番18―705号
債務者　原　　法倫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９号
兵庫県宝塚市高松町15番17号
債務者　玉城　　泉
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
兵庫県明石市大久保町八木524番地の11
債務者　大須賀由佳里
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
兵庫県姫路市飾磨区加茂北21番地　ラルジュ・メゾン205
債務者　岡野万寿美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５１号
兵庫県姫路市上手野45番地　上手野市住１―16
債務者　清水　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５８号
兵庫県姫路市北平野６丁目１番66―525号スカイコート姫路、従前の住所兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地５　メゾン花北502
債務者　溝内　　豪
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３１号
山口県下関市秋根上町２丁目13番41号　アリエッタ秋根Ⅱ　202号
債務者　花田　幸斗
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２２７号
愛媛県伊予市下吾川1636番地２　ポパイハイツ406号
債務者　山下　周摩
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４０号
愛媛県松山市小栗町317番地１　児玉ハイツ201号
債務者　城戸脇千香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５６号
愛媛県松山市鉄砲町２番地２　メゾンＡＤハイツ306号
債務者　川本めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３号
熊本県玉名市立願寺72番地３
債務者　小山久美子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部